

大分県報

令和六年
三月二十九日
号外（二八）

（金曜日）

めった場
合に限
る。）
その他

記録媒体の購入価格（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

目次

○警察本部告示

公安委員会告示

大分県警察本部告示第13号

大分県公安委員会情報公開等窓口設置運営要綱の一部改正……………1
警察本部告示

大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程（平成14年大分県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。
令和6年3月29日
大分県警察本部長 種 田 英 明

大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………1
大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱の一部改正……………1
大分県警察本部長が保有する個人情報情報の保護等に関する規程の一部改正……………1

公安委員会告示

第8条第1項を次のように改める。
条例第13条第1項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、本部長が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付又は電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供とすることができる。

○公安委員会告示

第8条第4項中「公文書」を「事務所における公文書」に改める。
第10条中「写しの交付」を「公開」に改める。
第1号様式中

大分県公安委員会告示第31号

大分県公安委員会情報公開等窓口設置運営要綱（平成14年大分県公安委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。
令和6年3月29日
大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

別表の紙の項中「50円」を「30円」に改め、同表の電磁的記録媒体の項を次のように改める。

電磁的記録媒体（公安委員会が適当と認	
光ディスク（CD-R）	1枚につき50円
光ディスク（DVD-R）	1枚につき60円

1 文書及び図画	2 録音テープ及びビデオテープ	3 その他の電磁的記録
<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> テープに複写	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの

したものの交付	交付	を
	<input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付	

<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付	に改め、同様式の注
--	-----------

2中「電磁的記録」を「公開の実施の方法」に、「事情」を「事情等」に改める。
 第2号様式中「時 分 分 分」を「時 分 分 分」に改め、同様式の注1中「公文書」を「県警情報室又は警察署窓口において公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。
 第3号様式中「時 分 分 分」を「時 分 分 分」に改め、同様式の注3中「公文書」を「県警情報室又は警察署窓口において公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。
 第9号様式中

公開を実施する日	年 月 日	を
公開を実施する日時	年 月 日 午前 午後 時 分 から	に

附 則

- (施行期日)
- この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - この告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
 - 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県警察本部告示第14号

大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱（平成14年大分県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。
 令和6年3月29日

大分県警察本部長 種 田 英 明

別表の紙の項中「50円」を「30円」に改め、同表の電磁的記録媒体の項を次のように改める。

電磁的記録媒体（警察本部が適当と認められた場合に限る。）	光ディスク（CD-R）	1枚につき50円	記録媒体の購入価格（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
	光ディスク（DVD-R）	1枚につき60円	
その他			

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

大分県警察本部告示第15号

大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程（令和5年大分県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。
 令和6年3月29日

大分県警察本部長 種 田 英 明

第9条第1項ただし書中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改め、「交付」の次に「又は電子情報処理組織（県の機関の使用に係る

<p>電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供」を加える。</p> <p>第13号様式の3中「窓口における開示」を「窓口」に、「郵送による写しの交付」を「送付」に、「郵送方法」を「送付方法」に、 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取 <input type="checkbox"/> 本人限定受取 「開示の実施の方法」に、「事情」を「事情等」に改め、同様式の（別紙）中「窓口における開示」を「窓口」に、「郵送による写しの交付」を「送付」に、「郵送方法」を「送付方法」に、 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取 <input type="checkbox"/> 本人限定受取 「簡易書留」を <input type="checkbox"/> その他（ ））に、「電磁的記録」を <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取 <input type="checkbox"/> 本人限定受取 「簡易書留」を <input type="checkbox"/> その他（ ））に改める。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この告示による改正後の様式によるものとみなす。 3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。</p>	<p>第1条中「第47号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。</p> <p>第2条第2項中「大分県公安委員会情報公開窓口設置運営要綱」を「大分県公安委員会情報公開等窓口設置運営要綱」に、「大分県警察本部情報公開窓口設置運営要綱」を「大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱」に改める。</p> <p>第3条第1項第2号中「ビデオテープ等の」を削り、「視聴取」を「視聴」に改め、同条第2項中「第1項各号」を「前項各号」に改める。</p> <p>第5条の見出し中「行政資料」を「行政資料等」に改め、同条第1項中「において行政資料」を「において第3条第1項に規定する情報が記録された行政資料等」に、「行政資料の写し交付申出書」を「行政資料等の写し交付申出書」に改め、「により」の次に「、同条第2項に規定する情報を閲覧し、視聴し、又はその写しの交付を受けようとする者は情報提供申出書（第2号様式）により」を加え、同条第2項を次のように改める。</p> <p>2 前項の規定による閲覧、視聴及び写しの交付は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 閲覧 次に掲げる方法により行う。ただし、実施機関が適当と認めた場合は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申出者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供により行う。</p> <p>ア 文書及び図画（マイクロフィルムを除く。） 文書及び図画又はこれらを複写機により複写したものを閲覧に供する。</p> <p>イ 図画のうちマイクロフィルム リーダープリンタにより複写したものを閲覧に供する。</p> <p>ウ 電磁的記録 用紙に出力したものを閲覧に供する。</p> <p>(2) 視聴 電磁的記録又はこれを複写したものを専用機器により再生したものを視聴に供する。</p> <p>(3) 写しの交付 複写する箇所を申出者に確認し、次に掲げる方法によりその写しを作成して交付する。ただし、実施機関が適当と認めた場合は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものを交付する。</p> <p>ア 文書及び図画（マイクロフィルムを除く。） 文書及び図画を複写機により複写したものを交付する。</p> <p>イ 図画のうちマイクロフィルム リーダープリンタにより複写したものを複写機により複写して交付する。</p> <p>ウ 電磁的記録 用紙に出力したものを複写機により複写したものを交付する。</p>
<p>大分県公安委員会告示第32号 大分県警察本部告示第16号</p> <p>情報提供推進要綱 〔平成14年大分県公安委員会告示第25号〕 〔平成14年大分県警察本部告示第21号〕 の一部を次のように改正する。</p> <p>令和6年3月29日</p> <p>大分県公安委員会委員長 板 井 良 助 大分県警察本部長 種 田 英 明</p>	<p>大分県警号外（公安委員会・警察本部告示）</p> <p>11</p>

第2号様式（第5条関係）

情報提供申出書

年 月 日

殿

郵便番号

請求者 住所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () —

次のとおり情報の提供を申し上げます。

申出に係る情報の内容	<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴
交付の方法	<input type="checkbox"/> 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付
交付の場所	<input type="checkbox"/> 県警情報室 <input type="checkbox"/> 送付
申出の理由又は利用目的	

※ 事務事業担当課	
交付期日	年 月 日
交付枚数等	
金額	円

注1 □のある欄には該当する□内にレ印を記入してください。

- 2 交付の方法については、技術的な事情等により希望した方法による公開を実施することができないことがあります。
- 3 写しの作成の費用（写しの送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。）を負担していただきます。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

第6条第1項中「第2号様式」を「第3号様式」に改める。

第7条第1項中「ビデオテープ等の視聴取を受けよう」を「映像情報の視聴を行うよう」に改め、同条第2項中「ビデオテープ等」を「映像情報」に改める。

第8条中「警務部広報課長」を「警務部警務課長」に改める。

第1号様式中「行政資料の写し交付申出書」を「行政資料等の写し交付申出書」に、「行政資料の写しの」を「行政資料等の写しの」に、「行政資料名」を「行政資料等名」に、「交付枚数」を「交付方法等」に、「金額」を「交付枚数等」に、「領収期日」を「金額」に改める。

第2号様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

令和六年三月二十九日

大分県報号外（公安委告示・警察本部告示）

五